

○ 金融審議会議事規則の一部改正(案) 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>(会議の招集)</p> <p>第1条 会議は会長が招集する。</p> <p>2 会長は、必要があると認めるときは、情報通信機器を利用して会議を開催することができる。</p> <p>(議長)</p> <p>第2条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。</p> <p>(意見の聴取)</p> <p>第3条 議長は、必要に応じ、学識経験者、関係行政機関の職員その他適当と認める者の出席を求め、その意見を聞くことができる。</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第4条 会長は、審議会に諮った上で、会議を公開することができる。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、公開に関し必要な事項は、会長が定める。</p> <p>(緊急時の特例)</p> <p>第5条 会長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員に対し文書</p>	<p>(会議の招集)</p> <p>第1条 会議は会長が招集する。</p> <p>(新設)</p> <p>(議長)</p> <p>第2条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。</p> <p>(意見の聴取)</p> <p>第3条 議長は、必要に応じ、学識経験者、関係行政機関の職員その他適当と認める者の出席を求め、その意見を聞くことができる。</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第4条 会長は、審議会に諮った上で、会議を公開することができる。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、公開に関し必要な事項は、会長が定める。</p> <p>(新設)</p>

その他の方法により、議決を求めることができる。なお、この議決を行った場合は、会長が招集する次の会議に報告しなければならない。

(議事録の作成及び公表)

第6条 会議の議事録は、会議の都度作成し、公表するものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、議事録の一部又は全部を公表しないものとするができる。

2 前項に定めるもののほか、議事録の作成及び公表に関し必要な事項は、会長が定める。

(分科会又は部会への議決の委任)

第7条 会長は、審議事項、分科会又は部会の委員構成等に鑑み適当と認めるときは、分科会又は部会の議決をもって審議会の議決とするものとすることができる。

(その他)

第8条 この議事規則に定めるもののほか、議事手続その他会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

(議事録の作成及び公表)

第5条 会議の議事録は、会議の都度作成し、公表するものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、議事録の一部又は全部を公表しないものとすることができる。

2 前項に定めるもののほか、議事録の作成及び公表に関し必要な事項は、会長が定める。

(分科会又は部会への議決の委任)

第6条 会長は、審議事項、分科会又は部会の委員構成等に鑑み適当と認めるときは、分科会又は部会の議決をもって審議会の議決とするものとすることができる。

(その他)

第7条 この議事規則に定めるもののほか、議事手続その他会議の運営に必要な事項は、会長が定める。